

伊農振第446号  
令和7年2月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊万里市長

市町村名 (市町村コード)	伊万里市 ( 2058 )
地域名 (地域内農業集落名)	松浦地区 (東分、上原、下分、下平、梅岩、岳坂、村分、藤川内、久良木、宿分、上分、中通、金石原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区には13集落があり、地区内を流れる河川を挟むようにして一段の農用地が広がっている。地域には水稻やWCSと果樹を複合で行う認定農業者が多く、近年では施設イチゴの新規就農者が増えている。
- ・一段の農用地が広がる区域については、集落間の境がはっきりしておらず、相互の集落において入り作・出作が多い。また裏作については、認定農業者などの担い手が麦などの作付けを行っている。
- ・果樹については、上原集落に梨団地があるが、後継者が決まっていない園が多い。一方で、藤川内集落から岳坂集落にかけて広がる果樹園については、農業法人が進出しており、キウイフルーツを大規模に作付けしている。地区内を通るバイパス道路には果樹の直売所が点在している。
- ・地区内のうち4集落(東分、梅岩、岳坂、上分)が中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、農地の維持管理に取り組んでいるが、構成員の高齢化から対象農地については減少傾向にある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・河川を挟むようにして広がる一段の農用地については、裏作にも取り組むことにより収益性の高い経営を目指す。また、認定農業者などの担い手を中心に行う農地の集積・集約に取り組む。
- ・多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう農地の保全を図る。また、山間部の生産性の不利な農地については、中山間地域等直接支払交付金事業の活用や有害鳥獣対策の強化により農業生産活動を維持していく。
- ・果樹については、親元継承や第三者継承を視野に入れた後継者の確保に努め、産地の維持・拡大を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	492.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	集計中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備が行われた農地など耕作条件の良い農地や農振農用地区域内の大部分の農地、中山間地域等直接支払交付金制度の対象農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
その他の農地については保全管理を行う農地、または計画的な林地化を検討する農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業に活用計画はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及び県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻作付においてヘリ防除の利用を希望する農業者を伊万里市農業協同組合がとりまとめ、オペレーターを派遣しヘリ防除を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の駆除や被害防止対策(侵入防止柵)を実施するほか、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑤後継者がいない果樹園については第三者継承を視野に入れた後継者の確保に努める。必要に応じて農業法人等への農地の集積・集約を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の有する多面的機能の最大限発揮できるよう取り組む。